

# 所得税および復興特別所得税と市・県民税の申告

平成27年分の所得税および復興特別所得税、平成28年度の市・県民税の申告時期になりました。申告が必要なのは、日時や必要書類を確認し、期限までに申告してください。申告会場は大変混雑しますので、郵送による提出がお勧めです。

## ■確定申告

高崎税務署では、ビエント高崎を会場に平成27年分の所得税および復興特別所得税の確定申告の相談・申告書の受付を行います。申告書の作成にご不明な点がある人は、会場にお越しください。  
会場▼ビエント高崎（高崎市問屋町2-7）  
受付時間▼午前9時～午後4時  
開設期間▼2月15日（月）～3月15日（火）

※この期間は高崎税務署には申告会場がありませんのでご注意ください。

※土・日曜日（左記日曜相談日以外）を除く。

日曜相談日▼2月21日（日）・28日（日）

※市役所困・困では簡易な確定申告に限り、相談・申告書の受付を行います。次のいずれかに該当する人はビエント高崎で申告をお願いします。

- 青色申告の人
- 住宅借入金等特別控除の適用を初めて受ける人
- 土地・建物の売却による収入があった人
- 株式の売却による収入があった人
- 雑損控除の適用を受ける人
- 繰越控除（純損失・雑損失）の適用を受ける人
- 先物取引による収入があった人
- 外国為替証拠金取引（FX）による雑所得があった人
- 肉用牛の売却による所得があった人

- 山林所得があった人
  - 修正申告・更正の請求をする人
  - 贈与税・消費税の申告をする人
- ※これら以外にも、ビエント高崎をご案内する場合同じです。ご了承ください。

## ■確定申告書の作成はインターネットで

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば、確定申告書などを作成できます。作成したデータは印刷して「書面」により提出することができます。印刷した申告書は、添付書類を添えて郵送で提出してください。

また、「所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙なども国税庁ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。  
宛先・〒370-0045  
高崎市東町134-12 高崎税務署 宛

## ■市・県民税の申告について

次のいずれかに該当する人で、確定申告をする必要がない人は市・県民税の申告をお願いします。（確定申告をすれば、市・県民税の申告は必要ありません）

- 収入がなかった人や遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得のみの人で、同居の親族の扶養になっていない人
- 給与所得者で勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されていない人（勤務先にご確認ください）
- 給与・公的年金以外の所得がある人（20万円以上の場合）は確定申告をしてください
- 市外在住者の扶養になっている人

会場▼市役所困・困  
受付時間▼午前9時～午後4時  
期間▼2月15日（月）～3月15日（火）  
※土・日曜日を除く。

## ■社会保険料控除用納付額確認書の発送

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付額確認書を1月下旬に発送します。この確認書には平成27年中に普通徴収の方法でお支払いいただいた社会保険料の納付額を記載してありますので、申告で社会保険料控除を受ける際には添付してください。

## ■障害者控除を申告する皆さんへ

障害者控除の申告には、毎年資料の提示が必要です。申告の際には障害者手帳またはそのコピー（氏名・等級が確認できること）か、5ページに記載の「障害者控除対象者認定書」をご用意ください。

なお、障害年金の受給のみでは障害者控除は受けられませんので、ご注意ください。

## ■待ち時間短縮にご協力ください

申告期間中は市役所や駐車場が大変混雑しますので、待ち時間短縮のために次のことにご協力ください。

- 医療費控除を申告する場合は、金額をあらかじめ集計して領収書をお持ちください。
- 農業・営業・不動産所得などの収支内訳書は必ず事前に記入してきてください。（金額が集計されていない場合、申告を受けられない場合がありますので、ご了承ください）

問合せ▶高崎税務署（☎322-4711（代表））

困税務課市民税係（☎内線1064）、困住民課税務保険係（☎内線2163）